

小松島市議会の会期等に関する条例

(会期)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)

第102条の2第1項に基づき、小松島市議会の会期は、5月1日から翌年の当該日の前日までとする。ただし、法第102条の2第3項及び第4項の場合は、この限りでない。

(定例日)

第2条 法第102条の2第6項に基づく定例日は、次のとおりとする。ただし、定例日が小松島市の休日を定める条例(平成元年条例第32号)第1条第1項に規定する市の休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い日を定例日とする。

(1) 6月10日

(2) 9月、12月及び翌年3月の5日

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年9月1日から施行する。ただし、平成25年に関しては、第1条の会期は9月1日からとする。

(小松島市議会定例会回数条例の廃止)

2 小松島市議会定例会回数条例(昭和31年条例第33号)は、廃止する。